

# 山口県報

平成24年  
3月30日  
(金曜日)

## 目 次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

## 山口県規則第二十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二目 セミナーパーク（第三十三條―第三十五條）」を  
「第二目 セミナーパーク（第三十三條―第三十五條）」を  
第三目 スポーツ交流まちづくり拠点施設（第三十五條の二―第三十五條の四）  
第四目 美術館（第三十五條の五―第三十五條の九）  
第五目 県民文化ホール（第三十五條の十―第三十五條の十二）  
第六目 芸術村（第三十五條の十三―第三十五條の十五）  
第七目 県民芸術文化ホール（第三十五條の十六―第三十五條の十八）  
「第三十八條」を「第四十一條」に、  
「」に、

「第二目 スポーツ交流まちづくり拠点施設（第三十九條―第四十二條）  
第三目 国際総合センター（第四十三條・第四十三條の二）」  
を

「第二目 国際総合センター（第四十二条・第四十三条）」に、  
 「第四目 美術館（第四十七条の三の二―第四十七条の三の六）  
 第五目 県民文化ホール（第四十七条の四―第四十七条の五）  
 第六目 芸術村（第四十七条の五の二―第四十七条の五の四）  
 第七目 県民芸術文化ホール（第四十七条の五の五―第四十七条の五の七）  
 第八目 男女共同参画相談センター（第四十七条の五の八・第四十七条の五の九）  
 第九目 大内寮（第四十七条の五の十一―第四十七条の五の十二）  
 第十目 動物愛護センター（第四十七条の五の十三―第四十七条の五の十五）  
 第十一目 自然公園施設（第四十七条の六―第四十七条の八）  
 第十二目 自然観察公園（第四十七条の八の二―第四十七条の八の四）」  
 「第四目 男女共同参画相談センター（第四十七条の四・第四十七条の五）  
 第五目 大内寮（第四十七条の五の二―第四十七条の五の四）  
 第六目 動物愛護センター（第四十七条の五の五―第四十七条の五の七）  
 第七目 自然公園施設（第四十七条の六―第四十七条の八）  
 第八目 自然観察公園（第四十七条の八の二―第四十七条の八の四）」  
 「第二十五目 このみ園（第一百一条―第一百八条）」を「第二十五目 削除」に改める。  
 第八条第一項の表総合政策部の部に次のように加える。

スポーツ・文化・観光局	
スポーツ推進課	地域スポーツ班 競技スポーツ班
文化振興課	地域文化班 文化環境班
県史編さん室	

第八条第一項の表地域振興部の部民間空港再開推進室の項を削り、同部観光交流局の項中「観光交流課」を「観光振興課」に、

交通運輸対策室	
交通政策課	地域交通班 空港利用促進班 民間空港開港準備班

同表環境生活部の部文化振興課の項及び県史編さん室の項を削り、同表国体・障害者スポーツ大会局の部を削る。  
 第九条第一項の表総合政策部の部に次のように加える。

を  
に改め、

を

スポーツ・文化・観光局	文化振興課	県史編さん室
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 スポーツの推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>二 スポーツ交流まちづくり拠点施設に関すること。</li> <li>三 体育関係団体（学校体育関係団体を除く。）の連絡及び調整に関すること。</li> <li>四 体育関係法人（学校体育関係法人を除く。）に関すること。</li> <li>五 山口県スポーツ推進審議会に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>二 芸術文化に関すること。</li> <li>三 著作権に関すること。</li> <li>四 美術館、県民文化ホール、芸術村及び県民芸術文化ホールに関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県史の編さんに関する企画及び総合調整に関すること。</li> </ul>

第九条第一項の表地域振興部の部地域政策課の項第五号中「、スポーツ交流まちづくり拠点施設」を削り、同部民間空港再開推進室の項を削り、同部観光交流課の項中「観光交流課」を「観光振興課」に改め、同部交通運輸対策室の項を次のように改める。

交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 鉄道、海運、バス、航空その他交通運輸に係る施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>二 民間空港の開港に関すること。</li> </ul>

第九条第一項の表環境生活部の部文化振興課の項及び歴史編さん室の項を削り、同表健康福祉部の部障害者支援課の項第三号中「、聴覚障害者情報センター及びこのみ園」を「及び聴覚障害者情報センター」に改め、同表土木建築部の部監理課の項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同部道路整備課の項第十二号を削り、同部住宅課の項第九号中「住宅供給公社及び」を削り、同項に次の二号を加える。

十二 長期優良住宅に関すること。  
十三 サービス付き高齢者向け住宅に関すること。

第九条第一項の表国体・障害者スポーツ大会局の部を削る。

第十条中「(国体・障害者スポーツ大会局にあつては、国体・障害者スポーツ大会局長)」を削る。

第十二条第一項の表課の項中「主査」を「副課長」に改める。

第十八条第一項の表課の項中「主査」を「副課長」に改め、同条第二項中「主幹」の下に「、主査」を加え、同条第五項中「調整監」の下に「、副課長」を加える。

第二十八条の表山口県宇部市消防本部防炎行政連絡所の項を次のように改める。

山口県宇部・山陽小野田消防組合 消防局防炎行政連絡所	宇部市	宇部市
-------------------------------	-----	-----

第二十八条の表山口県山陽小野田市消防本部防炎行政連絡所の項を次のように改める。

山口県宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署防炎行政連絡所	山陽小野田市	山陽小野田市
----------------------------------	--------	--------

第二十九条の四第二号中「同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館」を「同条第一項の使用日又は使用時間を変更」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三章第一節第二款に次の五目を加える。

第三目 スポーツ交流まちづくり拠点施設  
(名称及び位置)

第三十五条の二 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)第一条の規定により設置されたスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
-----	-----

山口県立おのだサッカー交流公園	山陽小野田市
山口県立下関武道館	下関市
山口県スポーツ交流村	光市

(業務)

第三十五条の三 スポーツ交流まちづくり拠点施設の業務は、次のとおりである。

- 一 スポーツ活動及び交流の機会の提供に関すること。
- 二 スポーツ活動に関する相談及び情報提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三十五条の四 スポーツ交流まちづくり拠点施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第五条の許可をすること。
- 四 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四目 美術館

(名称及び位置)

第三十五条の五 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)第一条の規定により設置された美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県立美術館	山口市
山口県立美術館・浦上記念館	萩市

(分課)

第三十五条の六 山口県立美術館に次の課を置く。

学芸課  
普及課

2 山口県立秋美術館・浦上記念館に学芸課を置く。  
(分掌事務)  
第三十五条の七 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務
学芸課	一 美術品等の収集、貸出し、保管及び展示に関する事(第三十五条の九第一号に掲げるものを除く。) 二 収集美術品等の熟覧、模写、模造又は撮影の許可に関する事と。 三 美術品等に関する専門的及び技術的調査研究に関する事。
普及課	一 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関する事(第三十五条の九第二号に掲げるものを除く。) 二 利用者に対する指導、助言及び援助に関する事。 三 解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成、配布等に関する事。 四 美術その他の芸術に関する学校教育の支援に関する事。 五 美術その他の芸術の普及に関する事。

2 山口県立秋美術館・浦上記念館の学芸課は、前項に規定する分掌事務のほか、同項に規定する普及課の事務を分掌する。

(その他の所掌事務)

第三十五条の八 美術館は、前条に規定する事務のほか、美術館の施設の使用の許可(次条第五号に掲げるものを除く。)に関する事務を所掌する。

(指定管理者による管理)

第三十五条の九 美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 山口県立美術館条例第三条第一号に掲げる業務に関する事(美術品等の展示に附帯するものに限る。)
- 二 山口県立美術館条例第三条第三号に掲げる業務に関する事(美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関する事を除く。)

- 三 山口県立美術館条例第三条第四号に掲げる業務に関する事(生涯学習の支援に關することに限る。)
- 四 山口県立美術館条例第三条第五号に掲げる業務に関する事(知事が定めるものに限る。)
- 五 山口県立美術館条例第八条の許可(同条第一号八及び第二号口に掲げる施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)をすること。
- 六 山口県立美術館条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は同条例第八条の許可を取り消すこと。
- 七 施設及び設備の維持管理に関する事。

第五目 県民文化ホール

(名称及び位置)  
第三十五条の十 山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号)第一条の規定により設置された県民文化ホールの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県民文化ホールいわくに	岩 国 市

(業務)

第三十五条の十一 県民文化ホールの業務は、次のとおりである。

- 一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関する事。
- 二 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業務に関する事。

(指定管理者による管理)

第三十五条の十二 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県民文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県民文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 山口県民文化ホール条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県民文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

第六目 芸術村

(名称及び位置)

第三十五条の十三 山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)第一条の規定により設置された芸術村の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
秋吉台 国際芸術村	美 祢 市

(業務)

第三十五条の十四 芸術村の業務は、次のとおりである。

- 一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関すること。
- 二 芸術に関する講習に関すること。
- 三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三十五条の十五 芸術村の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 山口県芸術村条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県芸術村条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。
- 四 山口県芸術村条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県芸術村条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 六 施設及び設備の維持管理に関すること。

第七目 県民芸術文化ホール

(名称及び位置)

第三十五条の十六 山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)第一条の規定により設置された県民芸術文化ホールの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称

位 置

山口県民芸術文化ホールながと	長 門 市
----------------	-------

(業務)

第三十五条の十七 県民芸術文化ホールの業務は、次のとおりである。

- 一 芸術活動その他の文化活動の機会の提供に関すること。
- 二 芸術活動その他の文化活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、伝統的な芸能その他の芸術の振興を図るために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三十五条の十八 県民芸術文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
  - 二 山口県民芸術文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - 三 山口県民芸術文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - 四 山口県民芸術文化ホール条例第六条の許可をすること。
  - 五 山口県民芸術文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 「第二目 スポーツ交流まちづくり拠点施設」を削る。
- 第三十九条から第四十一条までを次のように改める。
- 第三十九条から第四十一条まで 削除
- 第四十二条を削る。

第三章第一節第三款第三目中第四十三条を第四十二条とし、第四十三条の二を第四十条とし、同目を同款第二目とする。

第三章第一節第四款第四目から第七目までを削る。

第三章第一節第四款第八目中第四十七条の五の八を第四十七条の四とし、第四十七条の五の九を第四十七条の五とし、同目を同款第四目とする。

第三章第一節第四款第九目中第四十七条の五の十を第四十七条の五の二とし、第四十七条の五の十一を第四十七条の五の三とし、第四十七条の五の十二を第四十七条の五の

四とし、同目を同第五目とする。

第三章第一節第四款第十目中第四十七條の五の十三を第四十七條の五の五とし、第四十七條の五の十四を第四十七條の五の六とし、第四十七條の五の十五を第四十七條の五の七とし、同目を同第六目とする。

第三章第一節第四款第十一目を第七目とし、第十二目を第八目とする。

第四十七條の十一の表山口県柳井健康福祉センターの項中

保護第一課  
保護第二課  
を

「保護課」に改め、同表山口県秋健康福祉センターの項中「環境衛生薬事班」

を「環境薬事班」に改め、「環境指導班」を削る。

第四十八條の表中「大島郡 玖珂郡」を「玖珂郡」に改める。

第四十九條及び第五十條中「保護第一課及び保護第二課」を「保護課」に改める。

第六十二條第一項の表相談調査課の項第一号中、「第二項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同条第二項の表相談課の項第一号中、「第二項及び第九項」を「及び第二項」に改める。

第八十八條中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参加支援施設条例」に、「。以下この条において「法」という。」第二十九條に規定する身体障害者更生施設及び法第三十一條の二を「第三十一條」に、「身体障害者更生援護施設の」を「身体障害者社会参加支援施設の」に改める。

第八十九條を次のように改める。

(分課)

第八十九條 身体障害者福祉センターに次の課を置く。

総務課

相談判定課

第九十條の表総務課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同表相談判定課の項に次の四号を加える。

五 身体障害者の教養の向上及び社会適応訓練に関すること。

六 手話奉仕員等のボランティアの養成に関すること。

七 身体障害者の機能回復訓練に関すること。

八 身体障害者のためのスポーツ及びレクリエーションに関すること。

第九十條の表指導訓練課の項を削る。

第九十五條及び第九十八條中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参

加支援施設条例」に、「身体障害者更生援護施設の」を「身体障害者社会参加支援施設の」に改める。

第一百條第二号から第四号までの規定中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参加支援施設条例」に改める。

第三章第一節第五款第二十五目を次のように改める。

第二十五目 削除

第一百條から第八十條まで 削除

第二百四十九條の表宇部土木建築事務所の項中

工務第三課  
工務第一班 工務第二班

を

工務第三課

に改める。

第二百五十五條ただし書を削り、同條の表総務課の項第十一号及び第十二号を削る。

第二百五十六條を次のように改める。

(その他の所掌事務)

第二百五十六條 港湾管理事務所は、前條に規定する事務のほか、所管港湾を地先水面とする市町の区域内における公有水面埋立ての調査等に関する事務を所掌する。  
第二百九十七條第三項の表出先機関の項中「徴収監」を「徴収監 学芸専門監」に改める。

第二百一十條第二号イの表中

名 称	担 任 する 事 務	関 係 課 又は 出 先 機 関	庶 務 を つ か さ ぶ る 組 織
		部	

を

名 称	担 任 する 事 務	関 係 課 又は 出 先 機 関	庶 務 を つ か さ ぶ る 組 織
山口県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一條の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	課 スポーツ推進	部 総務

に改め、同号

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

山口県文化芸術 審議会	山口県男女共同 参画審議会	山口県民活動 審議会	山口県食の安心 ・安全審議会
文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務	県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務	食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務
文化振 興課	男女共 同参画 課	県民生 活課	生活衛 生課
総政策部	環境部	生活部	衛生部

に改める。

口(2)の表中

山口県文化芸術 審議会	山口県男女共同 参画審議会	山口県食の安心 ・安全審議会	山口県民活動 審議会
県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務	食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務	文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務
県民生 活課	男女共 同参画 課	生活衛 生課	文化振 興課
環境部	生活部	衛生部	総政策部

を

平成二十四年三月三十日印刷

発行人所

山口県知事庁